

医療法人緑会 認知症対応型通所介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人緑会（以下「事業者」という。）が開設する認知症対応型通所介護事業所（以下「事業所」と言う。）が行う通所介護事業（以下「事業」と言う。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症がある高齢者に対し、適正な認知症対応型通所介護を提供することによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の管理者と認知症対応型通所介護従事者（以下「職員」）は、認知症がある利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練等の必要な援助を行う。

（2）事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 こもれびの家・撫養

（2）所在地 徳島県鳴門市撫養町南浜字浜田130番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理 者 1名（兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）生活相談員 2名以上（兼務） 常勤 2名以上

生活相談員は、事業所に対する指定認知症対応型通所介護の利用の申し込みに係わる調整、他の職員に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の職員と協力して認知症対応型通所介護計画の作成等を行う。

（3）看護職員 1名以上（兼務） 常勤 1名以上

看護職員は、心身の健康管理、口腔機能向上体制の指導にあたる。

（4）機能訓練指導員 1名以上（兼務） 常勤 1名以上

機能訓練指導員は、個別機能訓練その他の認知症対応型通所介護の提供にあたる。

（5）介護職員 8名以上（兼務2名） 常勤 6名以上

介護職員は、介護、その他の認知症対応型通所介護の提供にあたる。

（6）管理栄養士 1名以上 調理員 3名以上

管理栄養士は栄養マネジメント体制の指導にあたる。管理栄養士は、給食調理その他の認知症対応型通所介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間など)

第5条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供単位、サービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。国民の祝日に関する法律に規程する休日の営業は、単位1、単位2のみとする。ただし、年末年始1月2月3月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供単位とサービス提供時間
 - 単位 1 月～土 午前9時15分～午後3時45分
 - 単位 2 月～土 午前9時15分～午後3時45分
 - 単位 3 月～土 午前9時30分～午後1時40分
- (4) 台風接近時、降雪、災害時等は利用者の安全を優先して、利用者にできる限り早く連絡の上、休む場合もある。

(認知症対応型通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。(介護予防を含む)

- 単位 1 利用定員 12人
- 単位 2 利用定員 12人
- 単位 3 利用定員 12人

(認知症対応型通所介護の内容)

第7条 認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 個別機能訓練指導
- (2) 入浴介助
- (3) 栄養改善体制
- (4) 口腔機能向上体制
- (5) 生活指導、相談援助
- (6) 食事介助
- (7) 送迎
- (8) 介護方法の指導
- (9) 健康状態の確認
- (10) その他必要と認められるサービス

(認知症対応型通所介護の利用料その他必要な費用の額)

第8条 認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合とする。)

- (2) 食事代 一日 600円
- (3) 下着等(おむつ代を含む) 料金 実費
- (4) 介護保険外の延長サービス サービス提供時間の前後に、家族の希望で、時間を延長し

て日常生活の世話をする場合は、下記の自己負担を求めるものとする。このサービスは、電話などであらかじめ予約を受けた場合に限る。（朝は、前日の正午までに、夕方は、当日の正午までに予約とする。）延長サービスの利用時は、送迎は行わない。

土曜日は、午後の延長サービスは、行わない。

午前 8 時 15 分から通常の開始時刻まで 1,000 円

通常の終了時刻から午後 4 時 30 分まで 無料

午後 4 時 31 分から午後 5 時 15 分まで 1,000 円

(5) その他、各利用者が負担するのが適当と思われるもの

(6) 前項の費用の支払を受ける場合にはあらかじめ利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をし、請求書、領収書にも明細を添付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、鳴門市のうち 撫養町、大津町、里浦町、瀬戸町（明神）、大麻町（姫田、牛屋島）、鳴門町（三ツ石、高島）の区域とする。

通常の事業の実施地域以外は、原則として、送迎を行わない。

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第10条 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成することとする。

- 2 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成することとする。
- 3 事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付することとする。
- 5 職員は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行なう。

(記録の整備)

第11条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存することとする。

- (1) 認知症対応型通所介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第12条 サービスの提供を受けようとする利用者は、あらかじめ 緊急連絡先、主治医の氏名、連絡先などを事業所に届け出ると共に、サービス利用の際は体調の異常や異変がある場合はその旨を申し出る事とする。
- 2 サービスの提供を受けようとする利用者は、機能訓練の器具を取扱う際は、職員の指示に従うこと。
- 3 施設内は、全面禁煙とする。その他、利用時には、職員の指示に従い、利用者自身のみならず、他の利用者にも、迷惑がかからないように留意すること。

(緊急時における対応方法)

- 第13条 職員は、認知症対応型通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族へ連絡・主治医に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

- 第14条 事業者は、消防法に規程する防火管理者を設置して、消防計画を作成すると共に、当該計画に基づき、毎年定期的に、避難、救助、その他必要な訓練を行う。非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に職員に周知する。

(衛生管理および感染症対策等)

- 第15条 事業者は、認知症対応型通所介護に使用する備品を清潔に保持し、常に衛生管理に十分に留意するものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じることとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(秘密保持等)

- 第16条 職員は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 2 事業者は、職員であった者に、業務上知りえた利用者または家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

- 第17条 事業者は、提供した認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速

かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。
- 3 事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うこととする。
- 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告することとする。

(事故発生時の対応)

第18条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業者、主治医、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じることとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等に関する事項)

第20条 当事業所は、認知症対応型通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策に関する事項)

第22条 事業所は、適切な認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後 1か月以内 |
| (2) 継続研修 | 年 1回 |

2 この規程に定めるものの他、運営に関する重要事項は、医療法人緑会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附則

この規定は、平成28年4月1日より施行する。

この規定は、平成29年9月1日より改正施行する。

この規定は、平成29年10月1日より改正施行する。

この規定は、令和元年10月1日より改正施行する。

この規定は、令和4年2月1日より改正施行する。

この規定は、令和4年12月1日より改正施行する。

この規定は、令和6年4月1日より改正施行する。

この規定は、令和6年9月1日より改正施行する。